

CPSA 0156



**ベッドサイドスリーパーのSG基準  
(公開用)**

**一般財団法人 製品安全協会**

## 乳幼児睡眠用製品専門部会 委員名簿

氏 名 所属 (委員は五十音順)

(部会長) 西田 佳史 東京科学大学

(委員) 石崎 尚樹 石崎家具株式会社  
伊藤 晃浩 株式会社ヤトミ  
井上 信明 埼玉医科大学総合医療センター  
大口 達郎 一般財団法人ボーケン品質評価機構  
奥野 祐一 一般財団法人日本文化用品安全試験所  
尾崎 泰彦 株式会社キンタロー  
蒲谷 祐 コンビ株式会社  
河村 真紀子 主婦連合会  
喜田 清香 日本トイザらス株式会社  
曾川 慎之助 株式会社グランドールインターナショナル  
永田 雅一 株式会社大和屋  
野口 福太郎 株式会社赤ちゃん本舗  
深井 誠 ベビービヨルン株式会社  
松井 慎吾 株式会社カトージ  
三好 英樹 独立行政法人製品評価技術基盤機構  
山崎 吉典 株式会社ヤマサキ  
山地 理恵 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
(NACS)  
山本 英俊 テュフズードジャパン株式会社  
山本 正彦 ニューウェルプランズ・ジャパン合同会社

(オブザーバー) 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課  
経済産業省 製造産業局 生活製品課  
消費者庁 消費者安全課  
こども家庭庁 成育局 安全対策課  
こども家庭庁 成育局 母子保健課

(事務局) 一般財団法人製品安全協会

**ベッドサイドスリーパーのSG基準  
SG Standard for Bedside Sleepers**

### 1. 基準の目的

この基準は、ベッドサイドスリーパーの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は、乳幼児用ベッドまたは低月齢乳児用ベッド（バシネット）の一側面を下げる操作で大人のベッドに取り付けてベッドサイドスリーパーとして使用する製品で、乳児が自力で座る、つかまり立ちする、あるいは、手と膝で立ち上がるようになる前まで（概ね生後5か月まで）の睡眠用途に適用する。

### 3. 安全性品質

ベッドサイドスリーパーとしての安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
0. 基本的要求	0. ベッドサイドスリーパーは、乳幼児用ベッド、または、低月齢乳児用ベッド（バシネット）のSG基準に適合していること。	
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. ベッドサイドスリーパーの外観及び構造は次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人用ベッドに取り付ける面の枠を下げる操作は容易かつ確実にでき、各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 枠を下げたときに外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 大人用ベッドへの取付けは容易かつ確実にでき、大人用ベッドのマットレスとの間には手先を挟み込むおそれのある危険なすき間がないこと。</p> <p>(4) 乳児が大人用ベッドに転がり込まない構造であること。</p> <p>(5) 乳児の首や胴体に絡まるおそれのあるひも等がないこと。ただし、ベッドサイドスリーパーを大人のベッドに取り付けるためのひも等は含まない。</p>	
2. 強度	<p>2. 大人用ベッドへの取り付け機構は、使用上支障のない強度を有し、大人用ベッドのマットレスとの間には手足を挟み込むおそれのあるすき間が生じないこと。</p>	

#### 4. 表示及び取扱説明書

ベッドサイドスリーパーとして使用できる乳幼児用ベッドまたは低月齢乳児用ベッド（バシネット）の表示及び取扱説明書には次の事項が追加されていること。

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の趣旨を表示すること。</p> <p>(1) 大人用ベッドに這い上がるようになつたらベッドサイドスリーパーとして使用することはやめること。</p> <p>(2) 大人用ベッドに取り付ける面の上さんが大人用ベッドのマットレスの上面より低くなるように取り付けること。ただし、上さんをもっとも下に下げた場合に、その高さが乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドのマットレスの上面から〇mm（〇インチ）以上ある場合はその限りではない。</p> <p>(3) ベッドサイドスリーパーと大人用ベッドのマットレスとの間には〇mm以上のすき間がないこと。</p> <p>(4) 〇mm以上のすき間があるときには使用せず、枕や毛布などの乳児が窒息するおそれがあるものですすき間を埋めないこと。</p> <p>(5) ベッドサイドスリーパーとして使用しないときに、大人のベッドに取り付けるためのひも等を、乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドの中に入れないこと。</p> <p>(6) ベッドサイドスリーパーに適している大人用ベッドの床からの高さ、種類に関する情報。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>また、安全警告認識(△)等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 大人用ベッドに這い上がるようになつたらベッドサイドスリーパーとして使用することはやめること。</p> <p>(2) 大人用ベッドに取り付ける面の上さんが大人用ベッドのマットレスの上面より低くなるように取り付けること。ただし、上さんをもっとも下に下げた場合に、その高さが乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドのマットレスの上面から○mm(○インチ)以上ある場合はその限りではない。</p> <p>(3) ベッドサイドスリーパーと大人用ベッドのマットレスとの間には○mm以上のすき間がないこと。</p> <p>(4) ○mm以上のすき間があるときには使用せず、枕や毛布などの乳児が窒息するおそれがあるものですき間を埋めないこと。</p> <p>(5) ベッドサイドスリーパーとして使用しないときに、大人のベッドに取り付けるためのひも等を、乳幼児用ベッドあるいは低月齢乳児用ベッドの中に入れないと。</p> <p>(6) ベッドサイドスリーパーに適している大人用ベッドの床からの高さ、種類に関する情報。</p> <p>(7) 組み立て式のものは、その組み立ての要領及び注意。</p> <p>(8) 大人用ベッドへの取り付け方法及び注意。</p> <p>(9) 使用時には必ず、大人用ベッドに隙間なく、確実に取り付けられていることを確認すること。</p> <p>(10) 固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定すること</p>	

項目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>と。</p> <p>(11) ベッドサイドスリーパーは傾斜した 状態では使用しないこと。</p>	